

失業認定取扱い事務の短縮について

平成19年度まで4ヶ月間（12月～3月）、幌延町役場で失業認定取次事務を実施してきましたが、平成20年度から2ヶ月に短縮となります。取次期間につきましては時期が近づきましたらお知らせいたします。

■お問い合わせ先
経済課産業グループ ☎5-1111

郵便局からのお知らせ

問寒別郵便局が移転オープン

火災の関係で、今まで「問寒別老人福祉センター」を仮局舎として業務を行っておりましたが、このたび新局舎が完成し、12月10日より業務を行っておりますのでお知らせします。

■お問い合わせ先
問寒別郵便局 ☎6-5500

屋根から落ちる雪や氷による危険防止などのお願い

- 屋根の雪、氷、つららが道路に落ちる建物には、雪止めをつけるようにしてください。
- 屋根の雪、氷、つららを落とすときは歩行者などに十分注意するようにしてください。
- 屋根から大量の雪が落ちたときは、速やかに処理してください。
- 屋根からの落氷雪や敷地内の積雪を道路に出さないようにしてください。
- 軒下を通行するときは、落氷雪に十分注意してください。
- 軒下では、子供を絶対に遊ばせないようにしてください。
- 建物の壁、窓枠、突出看板に付着した雪や氷の除去を行うようにしてください。

留萌開発建設部・留萌土木現業所・天塩警察署・幌延町

除排雪にご協力を

本格的な冬の到来となりました。これからしばらくの間は、雪と上手に付き合っていかなくてはなりません。

快適な冬の生活のために、除雪車が毎日活躍しています。

除雪作業へのご理解とご協力ををお願いいたします。

快適な冬のための4つのお願い

- ①路上駐車は除排雪の妨げとなるばかりでなく、交通事故の原因にもなります。絶対にやめましょう。
- ②玄関前の雪処理は、ご家庭でお願いします。
- ③車道への雪捨ては交通の妨げになりますので、やめてください。
- ④深夜、早朝の除雪作業にご理解をお願いします。

■お問い合わせ先
経済課施設グループ ☎5-1111

さらに便利で使いやすく！ 国税電子申告・納税システム（e-Tax）

e-Taxは、インターネットができるパソコンがあれば、税務署に出かけることなく、国税に関する申告などの各種手続を自宅などから行うことができます。

①HPから簡単申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から、直接電子申告ができます。

②最高5,000円の税額控除

本人の電子署名及び電子証明書を付して所得税の確定申告をe-Taxで行うと、最高5,000円の税額控除を受けることができます。（平成19年度分又は20年分のいずれか1回）

③添付書類が提出不要

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書・源泉徴収票等の別途送付は、不要となりました。（申告期限から3年間、添付書類の提出又は提示を求められることがあります。）

手続等の詳しい内容は、e-Taxホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp> をご覧ください。

